

したがって、現在公益法人に置かれている理事会や評議員・評議員会は、一般社団・財団法人法に規定されている理事会や評議員・評議員会とその役割が完全に異なるものではありませんが、法律上、一律に同等のものと扱うことは困難であるため、現在理事会や評議員・評議員会を置いていたとしても、一般社団・財団法人法の施行後は、いったんこれらの機関は置いていないものと整理することとしました。そして、希望する社団法人は理事会を、すべての財団法人は移行するまでに理事会と評議員・評議員会を定款の変更等により改めて置くこととしました（詳細は次々問参照）。



一般社団・財団法人法の施行によって、現在置いている理事会や、評議員・評議員会はどうなるのでしょうか。



現在の公益法人の機関の一つである理事会や評議員・評議員会と、一般社団・財団法人法に規定される理事会や評議員・評議員会は、法律上は「似て非なるもの」であり、従来の理事会や評議員・評議員会がそのまま一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会になるわけではありません（既述の問参照）が、一般社団・財団法人法の施行後も、現在置いている理事会や評議員・評議員会は、そのまま、法人内部の機関としては（もちろん所管官庁からの指導に基づく機関としても）有効に存続します。

ただし、一般社団・財団法人法に基づく理事会や評議員・評議員会を置いた場合は、権限の重複や紛らわしさを避けるため、施行前からある理事会や評議員・評議員会は廃止するか、あるいは、名称を変更することが望ましいでしょう。



現行の財団法人が一般社団・財団法人法に基づく評議員を選任するにはどのようにすればよいのでしょうか。



現行の財団法人は、どの法人も、一般社団・財団法人法の施行の際には一般社団・財団法人法に基づく評議員を置いていない状態になります。施行後、移行までの間で希望するときに評議員を置くことができます。

評議員を置くための手続は次のとおりです。

法人内部で評議員を置く旨・最初の評議員の選任方法（理事が決める）・定款の変更案を決定
最初の評議員の選任方法・定款の変更について所管官庁の認可を得る
認可を得た方法で評議員を選任（定款の変更案の決定は評議員の選任後でも可。この場合、定款の変更について改めて認可を得なければならず、評議員の任期はその認可の日以降に開始となる。）
必要な事項（評議員の氏名など）について登記

また、一般財団法人、公益財団法人への移行と同時に評議員を置くこともできます。この場合の手続は次のとおりです。

最初の評議員の選任方法について所管官庁の認可を得る
法人内部で移行の申請をする旨・移行後の定款の案を決定
移行の認定・認可を申請
認定・認可を得た後、解散・設立の登記をする

